

関西圏国家戦略特別区域会議(第17回)
～大阪府提出資料～

大阪府
2018年5月30日

国家戦略特区 設備投資促進税制（核酸医薬原薬開発事業）

事業概要・目的

- 次世代の医薬品として期待される核酸医薬は、世界的に研究開発が進められているが、従来の固相合成法による核酸原薬の製造技術では、今後増大する核酸原薬の需要に対応（量・コスト・時間）することが困難である。
- 本事業では、液相合成法を核酸原薬の製造に応用することにより、大容量の供給を可能とする世界初となる新しい核酸製造技術を開発する。
- 当該技術による革新的な生産性向上により、今後成長が見込まれる核酸医薬品における世界市場において優位性を持つなど産業の国際競争力の強化を目的とする。

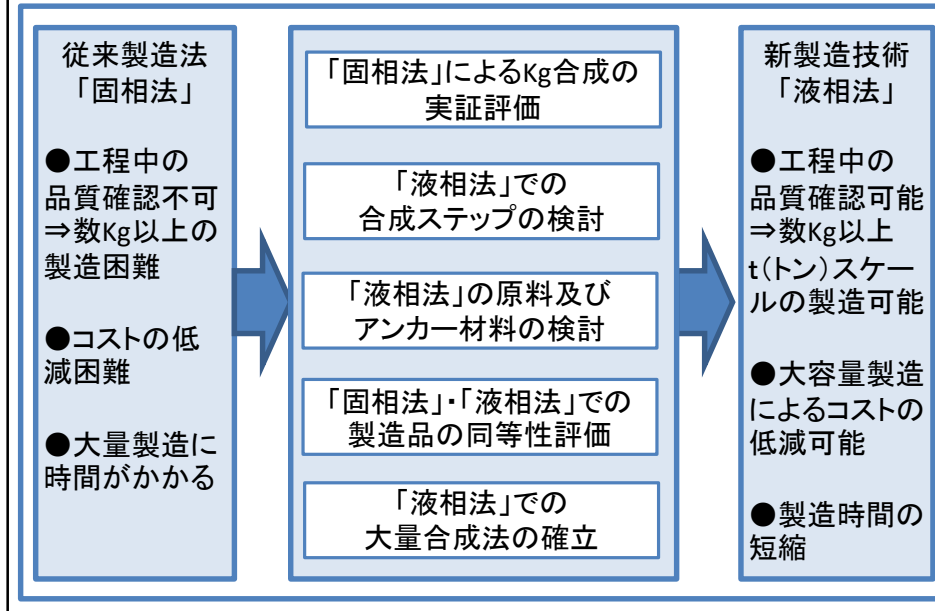
事業実施者	株式会社ジーンデザイン
実施場所	大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目7番29号
取得時期	H30年3月着工、12月竣工及び設備取得 H31年3月運用開始
法第2条第2項との該当性	指定金融機関による貸付
適用要件	国家戦略特別区域法施行規則 第1条第1号イ(1)

期待される効果

- 核酸医薬開発のための実用的原薬製造の確立
- コスト低減による核酸医薬品開発の促進
- 日本発の核酸原薬製造技術による世界的優位

事業イメージ

- 現行の核酸原薬の製造技術である固相合成法のKgスケールでの実証評価
- 液相合成法による大容量核酸製造システムの開発
- 固相合成法及び液相合成法による製造品の同等性評価による核酸原薬の評価システムを構築。
⇒大容量核酸原薬の製造技術の確立



核酸医薬における製造技術の海外流出に歯止めをかけるとともに医療分野の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成